

愛知県国民健康保険運営協議会の傍聴に関する要領の一部改正について

1 改正の趣旨

会議傍聴申込書（傍聴時に支援等を希望する場合を含む）について、様式の見直しを行う。

2 改正案

愛知県国民健康保険運営協議会の傍聴に関する要領の一部を改正する要領を次のように定める。

愛知県国民健康保険運営協議会の傍聴に関する要領の一部を改正する要領
様式1及び様式2中「年齢：」を削る。

附 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。

3 改正の理由

個人情報保護の観点から傍聴希望者から取得する情報を必要最小限とし、不要な個人情報の取得を避けるため、標準都道府県議会傍聴規則に準じて、住所及び氏名のみを取得し、年齢項目を削除する。

愛知県国民健康保険運営協議会の傍聴に関する要領一部改正新旧対照表（案）

改正後	改正前
(傍聴申込み)	(傍聴申込み)
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
様式1	様式1
<p style="text-align: center;">会議傍聴申込書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>愛知県国民健康保険運営協議会 会長 殿</p> <p>本日開催されます、貴会議の傍聴を申し込みます。</p> <p>住 所： 氏 名： (削除)</p>	<p style="text-align: center;">会議傍聴申込書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>愛知県国民健康保険運営協議会 会長 殿</p> <p>本日開催されます、貴会議の傍聴を申し込みます。</p> <p>住 所： 氏 名： <u>年 齡：</u></p>
<p style="text-align: center;">様式2</p> <p style="text-align: center;">会議傍聴申込書</p> <p style="text-align: center;">(傍聴時に支援等を希望する場合)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>愛知県国民健康保険運営協議会 会長 殿</p> <p>年 月 日開催予定の、貴会議の傍聴を申し込みます。</p> <p>住 所： 氏 名： (削除)</p> <p>連絡先 電話番号 FAX番号 傍聴時に希望する支援等（※希望事項に○） 点字による会議資料 手話通訳 要約筆記</p> <p>備考 1～3 略</p>	<p style="text-align: center;">様式2</p> <p style="text-align: center;">会議傍聴申込書</p> <p style="text-align: center;">(傍聴時に支援等を希望する場合)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>愛知県国民健康保険運営協議会 会長 殿</p> <p>年 月 日開催予定の、貴会議の傍聴を申し込みます。</p> <p>住 所： 氏 名： <u>年 齡：</u></p> <p>連絡先 電話番号 FAX番号 傍聴時に希望する支援等（※希望事項に○） 点字による会議資料 手話通訳 要約筆記</p> <p>備考 1～3 略</p>

愛知県国民健康保険運営協議会の傍聴に関する要領（案）

（目的）

第1条 愛知県国民健康保険運営協議会運営要領第2条第2項の規定に基づき、愛知県国民健康保険運営協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定める。

（傍聴人の決定）

第2条 会議の傍聴人は、会長が決定する。

（傍聴人の定員）

第3条 会議における傍聴人の定員は、10人とする。ただし、会場における席の確保の状況等により、その都度会長が別に定めることができる。

（傍聴申込み）

第4条 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、会長に申し込むものとする。

なお、傍聴の申込みは会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議開始の10分前に締め切る。

2 傍聴を希望する者が、視覚障害又は聴覚障害のため、傍聴に際して、点字による会議資料の交付、手話通訳者による通訳又は要約筆記者による筆記を希望する場合は、前項の規定にかかわらず、会議開催の1週間前までに会議傍聴申込書（傍聴時に支援を希望する場合）（様式2）により、会長に申し込むものとする。

（定員を超えた場合の取扱い）

第5条 締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、会議傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

（傍聴証等の交付）

第6条 傍聴人には、当日、傍聴証（様式3）、傍聴人心得及び会議資料を交付する。傍聴人は、傍聴証を左胸に着用して、会議開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帶びていると認められる者
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があつて会長が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者。

（傍聴人の守るべき事項）

第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、コートなどは着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
- (3) 携帯電話等については、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音の禁止）

第9条 傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

（会長の指示）

第10条 会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

附 則

この要領は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。

様式1

会議傍聴申込書	年月日
愛知県国民健康保険運営協議会 会長 殿	
本日開催されます、貴会議の傍聴を申し込みます。	
住所：	
氏名：	

様式2

会議傍聴申込書 (傍聴時に支援等を希望する場合)	年月日	
愛知県国民健康保険運営協議会 会長 殿		
年月日開催予定の、貴会議の傍聴を申し込みます。		
住所：		
氏名：		
連絡先 電話番号		
FAX番号		
傍聴時に希望する支援等 (※希望事項に○)		
点字による会議資料	手話通訳	要約筆記

備考 1 この様式は、視覚障害又は聴覚障害のある方が傍聴時に点字による会議資料等を希望され、開催の1週間前までに申込みをされる場合に限ります。

2 この様式により申込みをされても傍聴の申込み多数のため抽選となる場合があります。開始予定時刻の10分前までに来場され、抽選がある場合には必ず参加してください。

3 点字による会議資料は、墨字資料の要約版である場合があります。

傍聴人心得

愛知県国民健康保険運営協議会 傍聴証	会議の傍聴をされる方は、次の事項を守ってください。
年月日限	1 傍聴証を左胸に付けてください。 なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証をお返しください。
<u>傍聴人氏名</u>	2 開会前に会場に入室して、傍聴席に着席してください。 3 帽子、コートなどは着用しないで入室してください。 4 携帯電話等については、電源を切って入室してください。 5 飲食や喫煙をしないようにしてください。 6 会議における言論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。 7 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為はしないようにしてください。 8 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、会議を妨げるような行為をしないようにしてください。

- 1 傍聴証を左胸に付けてください。

なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証をお返しください。

- 2 開会前に会場に入室して、傍聴席に着席してください。

3 帽子、コートなどは着用しないで入室してください。

- 4 携帯電話等については、電源を切って入室してください。

5 飲食や喫煙をしないようにしてください。

- 6 会議における言論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。

7 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為はしないようにしてください。

- 8 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、会議を妨げるような行為をしないようにしてください。

これらの事項を守らない場合、又は会長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。